

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号。以下「規則」という。）第三十八条の規定により読み替えて適用される広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第二十一条の規定による環境影響評価書の送付を受けたので、規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

令和二年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画決定権者の名称

福山市長 枝広 直幹

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業実施区域

都市計画対象事業の名称	福山市次期ごみ処理施設整備事業
都市計画対象事業の種類	ごみ焼却施設の設置事業
都市計画対象事業の規模	六〇〇トン（一日当たりの処理能力）
都市計画対象事業実施区域	広島県福山市箕沖町地内

三 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町

福山市箕沖町、箕島町の一部及び新涯町二丁目の一部

四 環境影響評価書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

(一) 広島県環境県民局環境保全課

(二) 広島県東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課

(三) 福山市経済環境局環境部環境総務課

(四) 福山市経済環境局環境部環境施設課

(五) 福山市建設局都市部都市計画課

2 期間

令和二年六月五日から令和二年七月六日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する休日を除く。）

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで